

さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する
協定書の変更協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント（以下「乙」という。）は、令和6年3月25日付けで締結した「さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書の変更協定書」（以下「協定書」という。）の一部を以下のとおり変更し締結する。

協定書「3 試行事業（3）試行期間」にある「令和4年4月1日から令和7年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に変更する。

本変更協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

さいたま市浦和区常盤6-4-4

甲 さいたま市
市長 清水 勇人

さいたま市大宮区吉敷町4-263-1

乙 一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント
代表理事 三上 浩嗣